

タイとフィリピンにおける売春禁止主義とフェミニズム

藤目 ゆき
ふじめ

(始めに)

本稿は、アジア現代女性史研究会の調査プロジェクトの一部として 2004 年度に行った、タイとフィリピンにおける売春制度とフェミニズム⁽¹⁾に関する調査をまとめたものである。

資本主義グローバリゼーションのもとで、国際労働力移動が大規模化し、多数の女性が国境を越えて移住し、性産業に働いている。アジアにおいては移住女性を迎え入れる主な受入国 (receiving country) は日本と韓国であり、フィリピンやタイなど東南アジア及びロシア・モンゴル・中国東北地区など北東アジアの諸国が送出国 (sending country) となっている。日本へのアジア女性の流入は 1980 年代末から増大し、1990 年代後半になると韓国の性産業に外国人女性が増えてきた。近年の日本と韓国の米軍基地周辺には、日本人・韓国人の女性はもとより、フィリピン人をはじめとした外国人女性の姿が目立つ。このような「グローバリゼーションと性産業で働く女性」の問題は、受入国の側からだけでなく、送出国の側からも考察することが必要である。本稿は、第三世界の東アジア全域を射程に入れた国際比較・関係史的研究の基礎作業として、タイとフィリピンの売春制度とフェミニズムの現代史を概観している⁽²⁾。

タイとフィリピンは、日韓両国と共通して、第二次大戦後の歴代親米政権と米国の軍事的紐帯によって国家と社会の歩みが規定されてきた。それでは、四地域の売春制度やこれに対する女性運動の内容にはどのような共通性と差異があるのだろうか。国際比較・関係史的な考察のために本稿が焦点化するのには、女性の売春行為を非合法化し、そうすることで売春制度にともなう様々な悪を社会から除去しようとする売春禁止主義の問題である。

世界娼婦運動の結実として 1949 年に国連が決議した「人身売買及び他人の売春からの搾取を禁止する条約」(以下、1949 年条約と略称)は、女性自身の行為としての「売春」ではなく、売春女性を利用して利益を得る「他人の売春からの搾取」を禁じている。すなわち第二次大戦後の売春に対するアプローチの国際的主張流は、「売春」ではなく「他人の売春からの搾取」を禁止することによって、女性の行為ではなく、女性から搾取する人々や制度を抑圧しようとするものであった。だが日韓及びタイ・フィリピンでは 1949 年条約の趣旨は歪めて伝えられた。禁じられたのは女性の行為としての「売春」であり、犯罪者とされたのは売春婦であった。フィリピンではスペイン時代からの売春を禁止する法律が現行法たる 1965 年改訂刑法にも継承され、日本は 1956 年に

売春防止法、タイは 1960 年に売春禁止法、韓国は 1961 年に倫落行為等防止法を制定し、売春が基本的に犯罪化された。本稿の課題の第一は、このようなタイとフィリピンにおける売春禁止主義の成立と展開の過程を追跡することである。

本稿の第二の課題は、政府の売春禁止主義に対してタイとフィリピンのフェミニストがどのように対応してきたかを明らかにすることである。日韓両国では、フェミニストの間でも売春禁止主義の影響は強い。今日まで性売買問題に取り組む日本女性運動のアプローチの主流は、禁止主義であった。日本の売春防止法は多数の女性団体の熱心な運動によって支えられていた。今日なお日本人フェミニストの主流は禁止主義の枠組みを支持している。韓国では近年、女性諸団体が売春を女の道徳的問題とみなして女のみを罰する倫落行為等防止法の片面性を批判し、同法に替わって新しい性売買防止法を実現させた。が、この運動のなかでもなお韓国の女性団体連合会は禁止主義原則を堅持した。はたして、タイとフィリピンにおいてはどうかだろうか。

このような禁止主義を焦点として、以下、第 1 章から第 3 章でタイ、第 4 章及び第 5 章でフィリピンの売春制度とフェミニズムを概観してゆく。

第1章 タイにおける 1960 年売春禁止法

先ず 1960 年売春禁止法を中心にタイにおける売春制度の歴史を概観しよう。

20 世紀のタイの売春制度は 1960 年の売春禁止法を境に前期と後期に区分することができる。前期は 1908 年から 1960 年までの性病管理・予防法時代である。1905 年の奴隷制度廃止によってそれまで「奴隷妻」または「奴隷女」として売られていた女性たちが性産業に吸収された結果、売買春が急増した。性病問題への憂慮から 1908 年に性病管理・予防法が制定され、病気に感染していない売春婦を登録し売春許可証を発行するシステムによって政府が性病と売春を管理するようになった。同法は、売春宿の所有者に政府から許可証を取得することを義務づけ、売春強要や売春婦の監禁を禁止し、売春を行う女性は 15 歳以上と規定した。19 世紀世界に一般化した性病管理を機軸とする近代的公娼制度がこのようにしてタイにも誕生したのである⁽³⁾。

1921 年国際連盟第二回総会で女性と少女の国際人身売買を禁止するための国際条約が結ばれ、国際的身売買に対するとりくみが諸国に求められるようになったことを背景に、タイ政府は 1928 年に人身売買禁止法を可決した。同法は、他の者と性交

させる目的で女性や少女をタイに連れてくるいかなる者及びその売買に違法に関与するいかなる者も、7 年以下の禁固又は 1 千バーツ以下の罰金あるいはその両方に処すると定めた⁽⁴⁾。

性病管理・予防法時代の全過程をとおして、諸国の公娼制度の例にもれず、タイにおいても全ての売春女性を公娼として掌握することはできず、無認可営業の売春宿と売春婦が多く存在した。ラヤナコーンは、認可された売春婦と無認可の違法売春で逮捕された女性がそれぞれ 1957 年に 6747 人と 524 人、58 年に 8990 人と 344 人、59 年に 9400 人と 308 人、60 年に 7876 人と 298 人であったことを示し、1960 年に売春禁止法が制定される直前の時期、無認可の売春婦は認可された売春婦の 10 倍から 20 倍であったと見積もっている⁽⁵⁾。その当時、売春婦の 90% は 15 歳から 20 歳の若い女性で、繁忙な時期には平均して一晩に 5 人の客をとっていたといわれる。その大多数はタイ人だったが、中国人や他の外国人もいた⁽⁶⁾。

1960 年、サリット首相は売春禁止法を布告する。20 世紀売春制度の後期にあたる売春禁止法時代はここから始まる。同法は日本や韓国のように「売春それ自身」は禁止していないが、売春関連行為を禁止し、売春を行う者、売春婦を斡旋する者ま

たは売春からの搾取によって利益を得る者を罰するものである⁽⁷⁾。すなわち「売春を目的として公の場所でうろついたり勧誘する」ことや「売春宿で発見される」こと、「売春宿で売春に従事する」ことが違反行為とされ、そうした行為を行う者が「売春を行う者」として処罰の対象となる。処罰内容は、「売春を行う者」は6ヶ月以下の禁固又は2千バーツ以下の罰金あるいはその両方、「売春を斡旋する者」はそれより軽く、3ヶ月以下の禁固又は1千バーツ以下の罰金あるいはその両方、「売春施設の所有者」は、1年以下の禁固または4千バーツ以下の罰金或いはその両方に処すると定めている⁽⁸⁾。

売春禁止法が制定された理由として従来指摘されていることは、性病管理・予防法による公娼制度のもとにすべての売春を国家管理することが完全に失敗していたこと、また国連1949年条約が「外圧」となり、文明国としての体裁を整えるために公然たる買売春を非合法化する措置がとられたということ、そして、独裁的温情主義を特色とするサリット政権が一連の社会浄化キャンペーンの一部として売春に対しても矛先を向けたということである。これらの指摘はいずれも妥当と思われる。が、本稿が特に問題にするのは、1949年条約が売買春に対する何らかの対応を要求する「外圧」としてあったことは事実としても、実際にタイに誕生した法律は、1949年条約の「人身売買と他人の売春からの搾取の禁止」の本来の趣旨と相容れない売春禁止主義を採用するという、日本と韓国にも共通してみられる趣旨の歪曲もしくはすり替えという問題である⁽⁹⁾。

1949年条約の核心たる「人身売買と他人の売春からの搾取の禁止」が目的だったとすれば、タイ政府は1928年の人身売買禁止法及び1956年に可決されたタイ刑法の厳正な適用を追求したことであろう。同刑法は売春そのものを禁止せず、売春の斡旋を禁じ、第282条は「他の者のわいせつな欲求に迎合し、女性の同意の有無にかかわらず、わいせつ行為を目的として、女性を斡旋または誘惑または勧誘するいかなる者も1年から10年の禁固なら

びに8千バーツの罰金に処する」、第283条は「詐欺、虚偽、脅迫、暴力、不当な圧迫、強制により、わいせつ行為を目的として女性を斡旋または誘惑または勧誘するいかなる者も5年から20年の禁固ならびに1万バーツから4万バーツの罰金に処する」と定めている。いずれも低年齢の少女や加害者の子孫・保護下にある者に対して行われた場合、刑罰が加重される。強姦に対しても厳しい刑罰を定めている⁽¹⁰⁾。人身売買禁止法とタイ刑法の厳正な適用によって、1949年条約が諸国に求めた「人身売買と他人の売春からの搾取の禁止」を実体化することが可能だったであろう⁽¹¹⁾。

だが逆に、1960年売春禁止法はこれらの既存の法律の規定を弱める役割を果たした。1928年の人身売買禁止法において人身売買被害者は保護の対象であった。ところが売春禁止法が売春そのものを犯罪とした結果、人身売買の被害者たちに与えられるはずの保護は保証されなくなり、彼女たちまでも犯罪者と扱われるようになった。また売春禁止法では、売春斡旋者・人身売買の加害者への処罰規定が刑法の規定より軽く、刑の下限も定められていない⁽¹²⁾。

売春禁止法が売春婦を主な標的にしていることは明らかである。売春婦は斡旋者よりも処罰が厳しい。また売春婦の「更正」が重視され、売春で有罪判決を受けた女性は医師の治療又は職業訓練あるいはその両方を受けねばならず、服役を終えた日から1年以下の期間は更正施設に入らねばならないことにされた。更正施設から逃げようとした場合は「3ヶ月以下の禁固または1千バーツ以下の罰金あるいはその両方」が科せられる。公共福祉局局長は「更正中の女性」に対し、訓練上の規則及び労働規則を定め、それらの規則に違反する者に対し「15日間以下の監禁」もしくは「更正施設による支給品や設備使用中の中断または削減」によって処罰する権限が与えられている⁽¹³⁾。

売春禁止法制定の6年後、1966年にエンターテインメント・プレース法が制定される。同法は、ナイト

クラブ、ダンスホール、バー、マッサージ・パーラーなどの性的娯楽産業施設に地元警察からの営業許可証の取得を義務づけた。営業許可証を取得した施設での売春は名目上禁止されたが、警察の取締は非常に緩く、多くの性的娯楽産業施設は、登録さえしていない。同法の制定は観光による国家収益、特に、ベトナム駐留中の米兵のRR(レスト&レクリエーション)による収益を増加させるための国家政策と時期を同じくしていた。在タイ米軍基地の存在が、兵士を対象としたマッサージ・パーラー、雇われ妻のサービス、バーの増加を促した。エンターテインメントブレース法制定の翌年1967年には、タイ政府と米軍との間で合意が結ばれ、ベトナム駐留中の米兵たちはRR 休暇のためにタイに来てよいことになった。RR でタイに来た兵隊たちが使った金は5百万ドルにもなると推測されている。1970年にはこの額は2千万ドルまで上昇し、この年の米の総輸出額の4分の1にも達した。エンターテインメント・ブレース法はマッサージ・パーラー、バー、ナイトクラブ、冷気茶室(ティーハウス)などを装った売春宿を合法化する道を開いたのである⁽¹⁴⁾。

性産業はベトナム戦争後も拡大し続けた。都市偏重の工業化政策によって都市と農村の収入格差がさらに拡大する一方、外貨獲得のために観光政策が国家的に推進され、外国人観光客を対象とした性産業が膨張し、貧しい東北や北部の農村からバンコクその他の大都市や観光地に膨大な女性がここに流入した⁽¹⁵⁾。80年代、多数の外国人が買春観光にタイを訪ねた一方、タイ女性を性的商品として外国に送り出すビジネスも拡大した。人身売買ネットワークは日本、香港、マレーシア、シンガポール、ドイツから、南欧、オーストラリア、ニュージーランド、米国にも広がっていった。80年代初頭には約50万~60万人⁽¹⁶⁾、1990年代半ばには約100万人⁽¹⁷⁾のタイ女性が売春に従事したともいわれている。このような買売春ブームの中、詐欺や暴力による人身売買、強制売春、子どもがその犠牲になっている事例も少なくない。

このように売春禁止法の制定以後、売春婦が犯罪者の身分に転落した一方、加速度的に性産業が拡大していったタイの展開は、1956年に売春防止法制定以後、風俗営業取締法のもとでソープランドその他多彩な業態で偽装した買売春施設が管理され性産業が肥大してきた日本の状況や、1961年に倫落行為等防止法が制定されながら翌年に「特定倫落地域」が公的に指定されていった韓国売春制度の展開と共通している。このようにして日本や韓国と同様、タイにおいても買売春を禁止し社会から除去するというジェスチャーとは裏腹に、偽装された形態の買売春が制度化され、拡大していった。

以上のように法制度上には共通性がみえるが、売春禁止主義に対するフェミニストの観点には大きな違いがある。日本の女性運動の大部分が基本的枠組みにおいて売春を禁じる法律を支持してきたこと、また韓国でも売春に関する禁止主義原則が堅持されてきたことと対照的に、多くのタイの女性運動の活動家は当初から売春禁止法を、お粗末、不明確、かつ差別的であると非難してきた。差別的な売春禁止法の撤廃を要求する女性運動は1970年代に始まっている⁽¹⁸⁾。売春禁止法が売春斡旋人に対して刑法規定以上に寛容であること、「売春施設」の定義が曖昧すぎてたいい適用できないこと、強制売春の被害者にさえ刑罰を免除せず、売春婦を処罰する一方、買春客を処罰しない実態。そのような諸問題の指摘に加えて、タイのフェミニズムのなかには売春禁止法の本質を男女の性的二重基準を制度化したもの見抜いて批判するラディカルな女性解放の視点がうかがえる。

歴史学者であり、女性運動の活動家でもあるスカンヤ・ハントラクンが1983年に発表した論文「タイにおける売春」は、フェミニズムの視点からタイの買売春問題、とくに売春禁止法問題を分析した、今日にいたるまで最も重要な論文である⁽¹⁹⁾。節を改めて、ハントラクンの議論を詳しくとりあげよう。

第2章 ハントラクンの売春禁止法批判

—「タイにおける売春」

ハントラクンはこの論文においてまず、タイにおける売春を基礎づけるものとして、女性の性的従属を説明する。法制度の上では、夫や父が妻や娘を売る人身売買は1905年、多妻制が1935年に法制度上廃止された。が、その後もなお、女を道徳的社会的に差別し、輪廻や前世の報といった考え方で諦観を扶植してきた仏教の影響、そして仏教と結びつき、男には性的放縦と多妻制を許し女には貞潔を求め複数の男との関係を厳禁する伝統的倫理はタイ社会に根深く生き続けている（第1章、タイにおける女性売春の根拠、1-5頁）。

ハントラクンの1960年の売春禁止法への批判は鮮明である。サリットの売春禁止法布告は、街のちんぴらや麻薬や野良犬、物乞いの排除、ハンセン病者の逮捕、ゴミを散らかす市民の処罰といった、「不潔」とサリットが考えた存在を社会から駆除する一連の社会浄化運動の一部で、この過程で数千人が逮捕され収容所に送られた。社会浄化運動のなかで売春婦は犯罪を助長し家族制度を脅かすものと蔑まれ処罰対象となったが、サリット自身は映画スターやナイトクラブのホステスや女子学生など総数100人以上にのぼる愛人を抱えていた。それはタイ社会から羨望と称揚の対象となりこそすれ、何ら倫理的な非難を受けなかった。売春禁止法は、複数の男と性的関係をもつ女が厳しく非難を浴び、多くの女と性的関係をもつ男が賞賛されるタイ社会の性的二重基準の制度化に他ならないのである（第2章、売春の文化的法定的義、5-9頁）。

ハントラクンは売春の動機として経済的インセンティブに着目した。農村からバンコクに流入する女性移民に関する先行研究をふまえて、ハントラクンは「特殊接客女性」、すなわちナイトクラブやマッサージパーラーなどの性的施設で働く女性の収入が家事奉公人や製造工場労働者、ウェイトレスなどよりはるかに高いこと、また移民女性の圧倒的大部分が家族の

差し迫った貧困問題を軽減するために働くことを願い、また稼いだ中から親元に送金していることを示し、売春の最も強力な要因が経済的動機にあることを明らかにする。このような経済的動機は、夫が妻を売り親が子を売る人身売買の長い歴史があり、その非合法化以後も娘の身売りを親孝行として奨励するタイの文化的条件に支えられている（第3章、売春の動機、9-14頁）。

売春禁止法は売春婦からの搾取を増す機会を作り出した。売春宿の所有者や経営者、ピンブは警察への賄賂に必要となった経費を売春婦にしわよせし、警察は恣意的な手入れや取り締まり活動で賄賂収入を増やす。売春婦は警察から逃れるために売春宿の所有者や経営者、ピンブ、警察官に対して仲介料や保釈金、その他の名目で多額の支払いをせねばならなくなった。警察の腐敗は明白で、警察の上級職員自身が、「ピンブになる警察関係者もいる」ことを暴いている。売春宿の黒幕と警察や政府の大物が結託し、売春に寄生することで巨額の収入を得ていた。ハントラクンは、売春業者やピンブと警察の搾取と支配の下にある女性の健康状態にも言及する。性病検診は原始的で、避妊法はデポプロヴェラ注射など問題の多い方法や妊娠中絶が広く行われていた。中絶は非合法なので手術はたいてい危険な暗黒街の診療所で行われ、命を落とす人もいた。1千人のマッサージ嬢を対象にしたある調査では、4割強が性病をもち、2割弱が中絶経験があり、4人に1人が麻薬常用者で、そのほぼ全員が治療を受けていなかった（第4章、収入の搾取と健康の問題、14-16頁）。

売春禁止法に基づいてバンコク近郊のパークレットとクレットタカーン、東北タイのナレーサワットに三つの更正施設が創設された。ハントラクンはこれら施設の調査をふまえて、その内容を厳しく批判する。更正施設で非難されるべき第一の、そして唯一の対象は売春婦自身だ。被収容者は外部との接触を禁じられ、監獄並の厳しい規則に拘束され監視下に置かれる。喫煙や飲酒、性的自由のような「悪徳」

は善女の規範に反するものとして規則違反とされ、違反すると処罰される。良き家事奉公人になれる以上の職業訓練は用意されないの、売春の予防や問題解決に役立たない。更正施設は、法的に断罪された女性たちがその有罪判決を内面化して深く「罪」を自覚し、強烈な罪悪感を抱くようになるのに役に立つだけで、「改悛」によってのみ彼女は釈放される。これらの施設は現状の性的二重基準に基づいて運営され、女のセクシャリティーを管理し、女の性役割を永続化することに寄与する（第5章、更正施設の役割、16-22頁）。

ハントラクンは更正施設に収容された女性たちの「反乱」に熱い共感を寄せた。1960年に設立されて以来、200メートルもの幅がある運河を泳いで「自由のために運命をかけた収容者の物語」は収容者の間の伝説だった、という。脱出できた女性たちもいたが、捕まると女性たちはみな殴打され処罰された。1981年11月11日にも二人の女性が男性二人の助けを得て脱走した。監視員一人が人質にとられたり、他の収容者が二人の脱走者を追いかけるなどドラマティックな騒動となった。同27日には同じ収容所で100人以上の女性収容者がストライキを行った。ドアが破壊され四人が脱走した。50人の警察官が「反乱鎮圧」に召集され、女性たちの反乱は「集団脱走」から「ゼネスト」に変わった。負傷する女性も出たが、ストをした女性たちはその後施設改善の18項目の要求を政府につきつけた。

ハントラクンの売春婦観は更正施設における収容者との出会いや街の売春女性たちとの親密な交際から形成されている。公共福祉省をはじめ関係当局の専門家たちがふりまく、売春婦が知能に問題のある愚かな女だという支配的言説に反対し、ハントラクンは彼女が親しくつきあった売春婦たちの姿を紹介する。彼女たちは出身家族の貧困や離婚やレイプ、父親のいない子どもの誕生、低賃金と警察からの搾取といった危機と苦難を経験しながら、社会が女におしつける差別的倫理に抵抗し、自分の人生を自律的に生きようとする「闘士」の精神を持つ人々で

あり、社会や男性の残酷な実態を身をもって知る、知的で洗練された女性たちだった。ハントラクンが彼女たちに出会った1980年代初めには、米国ですでに始まっていた売春婦自身の運動に励まされたタイ人女性たちが自国で売春婦たち自身の運動を始めようとしていた。ハントラクンが親しくなったノイとウィパもまた、ハントラクンがこの論文を書くまでにもう二年間、売春婦の組織化を試みていた。タマサート大学で開催された売春問題に関するパネルディスカッションに参加し、的確な発言とウイットに富んだ受け答えで聴衆に感銘を与えた。1982年半ばには彼女たちの間で英語学習会が開始する（第6章、私の売春婦像、22-26頁）

ハントラクンは、禁止主義・公娼制度主義という既存の売春問題へのアプローチを次のように批判する。売春の非合法性は売春婦の立場を弱め、売春の全面的抑圧政策は売春婦に対する虐待と搾取に帰結する。その一方、徴税や監視のために売春婦を登録して統制する公娼制度主義も抑圧的だ。1960年以前にも登録制度は実際には機能しなかった。法を執行する職務にある警察や保健所員は、現状でさえ売春婦から収奪している。現行法は偽装娼家に合法身分を与えているが、詐欺や強制売春は後を絶たない。新しい法律を作るまでもなく既存の法律の運用・執行により犯罪を起訴できるにもかかわらず、運用・執行されない腐敗した構造が問題だ。公娼制度主義者は伝統的な性的二重基準で目を覆われ、売春婦を知的障害者やハンセン病患者と類似する存在とみなし、売春婦を公の視界から消したがる。そんな見方で作られる法制度は、売春婦を労働法の保護から除外し一定地域からの外出を制限するなど、売春婦を抑圧し続けるだろう。このように両アプローチを一刀両断に批判するハントラクンは、「売春婦の人間としての尊厳を尊重し人権を保護するものであってはじめて、法律は、これまで習慣と法律の犠牲者でしかなかった売春婦に利益を与えるものになりえる」と、売春禁止法の廃止と売春婦の非犯罪化を主張する。売春宿に入りたい

人も自営売春を続けたい人も抑圧でなく保護が与えられ、運動の自由や営業に関する公正な取り扱い、働く時間や休憩、休暇、医療サービスなどの労働者としての正当な権利が認められねばならない。更正施設は改編され、監視と処罰・セクシャリティーや性役割に関する差別的言説をふりまくことをやめ、女性のニーズにあう訓練を提供する職業訓練学校へ替えられるべきだ。売春婦はふつうの人間として尊重されるべきで、社会から隔離されトワイライトゾーンに閉じこめられてはならない（第7章、売春婦の労働条件の向上、26-33頁）。

19世紀半ばの中国人のタイ流入、太平洋戦争時の米軍到来、朝鮮戦争、ベトナム戦争、70年代以後の国家的観光政策と外国人観光客の流入などがタイの売春を増大させてきた。ハントラクンはそんな外国の影響を否定しないが、売春が外国人の到来前から制度化されてきた事実を指摘し、都市と農村の収入格差、内的に織り込まれている男性の性的放縦を許容する文化規範といったタイ社会自身が売春とその制度を生み出してきたことを強調する。悪徳外国人が無邪気なタイの処女を墮落させたのではなく、貧しいタイ女性は昔から売春をしてきた。現在では外国人客を目当てに国外に出稼ぎする女性も増えた。世界経済の圧力でタイの農村の窮乏が増すなかで、今後も女性たちは自分の性を経済的武器として用いることに固執し続けるだろう、と予測する（第8章、将来の予想、30-33頁）。

ハントラクンは性倫理の二重基準を徹底的に問題にし、善意で売春問題に取り組む人々のなかにもその抑圧的性倫理が潜んでいることを指摘する。性倫理の二重基準が支配する社会では、人々は妻の座や娘の処女性を脅かさずに男性の性欲をみたす装置として売春を利用している。無垢な処女が悪徳男性に墮落させられると問題を描く反悪徳キャンペーンは、そんな人々の怒りをも喚起することができた。が、そのキャンペーンにおいて強調されるのは良い女性は性的自己主張をしてはならないという価値観に他ならない。「女性諸団体や社会改良家や人権

活動家から政府の関係当局まで多くの人々が、強制子ども売春への憂慮を示す一方、複数の男に身体を許す『転落女性』への嫌悪感を示してきた。無垢な女性の保護というこの人々の願望に、ある倫理基準をおしつけようとする衝動の暗い影が落ちている。この人々は性的な奴隷制を攻撃していると主張しながら、奴隷制の代わりに奴隷制の中の奴隷を攻撃し、軽蔑し、恥をかかせてきた」。

タイの女性は歴史的に男性の劣位に置かれ、それを内面化してきた。女性の労働は社会的経済的に高い貢献をしても正当に評価されず、女性自身が差別的な性倫理も受け入れている。ハントラクンが挑戦するのはそのような女性従属の表出としての売春である。

彼女が論文の最後にこのように書いている。「劣位の者がする仕事は、もたらされる収入の大きさにもかかわらず、高い地位につながりはしない。売春問題の解決とは、そういうものとしての売春婦の身分を高めるのではなく、売春制度それ自身の内部にも外部にもある男女の性的関係をラディカルに吟味し、変革することだと私は信じている。」（第9章、要約、33-38頁）

第3章 1996年改正売春禁止法の意義

第1節 1996年売春禁止法

1996年、1960年法は改正され、新しい売春禁止法（以下、1996年法と略称）が制定される。

法改正の背景として指摘できるのは、人身売買・子ども売春をふくむタイ人売春の激増と国際化、それに対する国際社会からの圧力、性病の脅威、女性運動及び政府の女性政策の展開といった諸要因である。ハントラクンの予想通り、1980年代性産業は急成長し、公衆衛生局の調査によれば1982年から1991年までの9年間に性病は2倍、売春婦も1.8倍に増えた⁽²⁰⁾。タイ政府は売春婦の性病検診を厳格化したが、売春宿などの伝統型売春より新型の偽装された売春が増え、エイズ禍の封じ込

めは容易ではなかった。エイズは国家のマンパワー喪失と高くつく治療費で経済に打撃を与え、国を守るべき軍人の感染で国家の安全を脅かすと憂慮された。婚姻外で性が商品化することを問題にし、タイ女性の尊厳が傷つけられていると危ぶむ人々もあった⁽²¹⁾。また女性と児童の売買に対する国際社会からの非難が強い外圧と意識されるようになった⁽²²⁾。そのようにエイズの脅威やタイの国際的イメージの悪化への危機感が強まる一方、80年代から90年代にかけてのタイにおける一定の民主化と、国連女性の10年を背景とした内外の動向が、売買春をめぐる法制度改革を導いた。89年には常設政府機関 NCWA(国家女性問題委員会)が発足し、91年の軍事政権によるクーデターと「血の五月」と呼ばれた民主化運動に対する弾圧を経て成立した文民政権の下、国連子どもの権利条約批准やタイ女性と外国人男性の国際児の国籍差別撤廃、女性公務員の雇用平等化など女性政策が前進し、その中で売春禁止法の改正も追求されるようになったのである⁽²³⁾。

1995年にNCWAが発行した『女性開発のための展望計画』には次のように、1960年法制定当時には存在しなかった人権擁護の観点から鮮明に打ち出されている。「セックス産業は人が他の人々の肉体で利益を得て稼ぐことを認めるという意味で人権を侵害する人身売買の一形態である。現在の社会経済的条件において、売春は不利な立場にある人々が生活費を稼ぐための職業・方法となってきた。それゆえ、この状況に取り組み、売春周旋人の数を減らし、究極的には性産業を減らすための短期的及び長期的な施策をとることが肝要だ」「解決策と予防施策は官民両方の協力を依らなくてはならない。性産業を最後的には除去するという政府の意志を示しながら清潔な政策が声明されるべきだ。一方そのようなビジネスの数を削減するため直接間接にそれらの促進を禁じ、性産業が生み出す直接の問題を解決する短期的施策がとられるべきだ。しかし取り組みは、逮捕と処罰のかわりに補助と援助の形において

行われるべきだ」⁽²⁴⁾

このようにしてNCWAと関係政府機関・民間有識者の協力で1928年法と1960年法と1966年法のすべてが、「法律の抜け穴をなくし、新型の性産業をもふくみ、急速な社会変化と歩調を合わせて法律条項の改良を行う」ように見直され、閣僚会議の承認を経て、1996年法の制定に至るのである⁽²⁵⁾。

1996年の法改正の要点は「犯罪者というよりは犠牲者であると認められる商業的セックスワーカーの処罰を軽くすること、売春婦と顧客が出会う目的で利用される施設の定義を、単なる買春宿に限定せずに広げること、買春宿の経営者をはじめとして性的なサービスの場の提供者となる個人の処罰を重くすること、18歳以下の子どもから性的サービスを受けた男性の顧客の処罰、娘を売春の道に引き入れた両親や保護者、その顧客、斡旋者に処罰を科すること」などである。なお翌1997年には「女性と子どもの人身売買禁止法」が制定され、シェルター提供や自宅帰還対策などを含む人身売買犠牲者の保護、犠牲者援助を促進する捜査方法の強化、人身売買の犯人と共謀者の処罰などが規定されるとともに、「刑法修正第14条」が制定され、買春の周旋、呼び込み、また女兒・男児、女性・男性の人身売買という性犯罪を刑法の適用範囲と明記した。また本人の同意の如何によらず、18歳以下の子どもを全て保護すると定められた⁽²⁶⁾。

第2節 改正売春禁止法への批判

—ハントラクンの『ネーション』に 発表した論説から

1996年法は前節の終わりに述べたように売春婦よりも彼女の売春に寄生する業者や親、子ども買春の客などに矛先を向けることを目指したものであり、一般にその点が評価されている。だが売春不処罰の非犯罪化を要求する女性諸団体のキャンペーンにもかかわらず、同法は法案の時点から国家は逮捕された女性を「少なくとも一時的に監視するため、ある程度の権力を保持せねばならない」ことを理由に、

軽減されたとはいえ、売春婦処罰規定をふくんでいた⁽²⁷⁾。

法改正から三年後の1999年、タイの英字新聞『ネーション』誌上にハントラクンは一連の論説を発表し、1996年法は児童売春の抑止に役立たず犠牲者を保護するかわりに処罰し追放するもので、徹頭徹尾その原型である1960年法の権威主義と機能を保持していると批判し、次のように論陣を張った。

子ども売春を売春禁止法に統合することで抑止できると考えるのは、売春抑止に完全に失敗した1960年法の経験から何も学んでいないということだ。それは子どもを「売春婦が長年耐えねばならなかった孤立と搾取」に追いやる。警察が法を適正に執行しないという問題は1960年法時代から法改正後にも続いている。買う客や売る親を処罰する法律ができて、実際には客や親が逮捕されるのはまれだ。警察は恣意的に法を解釈し運用する権力を行使し続けており、警察から虐待を受ける女性の状況は変わっていない。さらに「現行法の少年少女に対する最悪の犯罪」は、児童労働法の保護や国家機関にまっとうに処遇される権利を剥奪したことだ。原型たる1960年法の下での売春婦の扱い同様、国家は「児童売春」を犯罪行為と明記することで「児童労働」から孤立させ、警察が統制・管理するトワイライトゾーンに封じ込めた。子どもは警察権力に従属し、警察による監視、手入れ、尋問、抑留の対象とされ、そして、同じ、古い悪循環が続くことになる（「新しい法律は、子ども買春を抑止しない」3月11日）⁽²⁸⁾。

1996年法より遙か前から子どもを守る諸法規はある。児童労働法は性的娯楽産業での子どもの雇用を禁じている。だが労働基準監督署などの諸機関は法の執行を怠ってきた。労働法に基づいて施設を監視すれば、子どもを守ることができるはずだ。一般に児童労働の犠牲者は劣悪な労働生活条件と搾取から心身に深刻なダメージを受けるが、世間は同情を寄せ当局は児童労働法が定める犠牲者の権

利を尊重して処遇する。だが性産業から救出された子どもは世間からも当局からも残酷で貶めるような扱いを受ける。搾取工場や物乞いの強制から救出された子どもは自動的に全ての負債から解放され、仕事で受けたダメージを補償される。他方、売買春から救出された子どもは業者に負債はそのまま、民事訴訟でもない限り補償を受ける権利がない。児童売春は1996年法への統合によって児童労働の範疇から排除され、児童労働法が定める保護と補償を奪われ、売春禁止法が定める処罰と追放の対象にされたのだ（「法的悪夢の罨にかかった子ども売春人」3月16日）⁽²⁹⁾。

サリット時代、共産主義者や社会の汚染者とみなされた人々が恐怖と嫌悪と排斥の対象とされ、裁判抜きで処刑と大量逮捕と強制収容が行われた。「国全体が法規を民主的な枠組みに合うように改正しつつある今、どうして売春諸法は60年代の独裁体制時代と同様に後退的・抑圧的であり続けているのか?」。「善意の諸NGOや諸個人」のネットワークが1996年法を「満足そうに援助奨励したこと」は驚きだ。1996年法は1960年法の精神と機能を保持し、その枠組みは中央集権的・権威主義的で時代錯誤的だ。売春を非犯罪化すべきだし、1996年法はスクラップにすべきだ。売春婦は国家諸機関、国際社会、そして善意の諸NGOや諸個人が売春婦を非合法職へと幽閉したことで創り出されたあらゆる搾取から解放され、移動の自由、職業選択の権利、労働組合や協会を組織する権利など市民的諸権利と自由を尊重されるべきだ。性的施設の所有者は登録を受け、労働福祉関係局に厳密な監視を受けるべきだが、売春婦にはいかなる形式の登録も必要ない。売春からの搾取や売春の制度化を取り除く活動と売春婦の保護は両立する。売春婦保護はハンセン病やエイズ感染者、物乞いや障害者の保護に類似しており、その人々の尊厳は再建され、尊重される（「犠牲者救済のために売春を合法化せよ」）⁽³⁰⁾。

第3節 EMPOWER

ハントラクンはフェミニスト研究者の立場から発言を続けてきたが、EMPOWER は、新旧売春禁止法のもとで搾取され迫害される当事者の立場から、売春の非犯罪化を要求し続けてきた。EMPOWER は 1985 年に発足した、東南アジアで売春婦自身が活動する NGO として先駆的な存在である。性産業で働く女性の権利擁護とエンパワーを目的として、働く上で必要な知識、英語や日本語、ドイツ語などの外国語教育、セクシュアルヘルスなどの普及に努め、医療サービスも提供している。EMPOWER の基本的な立脚点は、性産業における就労もまた工場労働やメイドなど他の全ての女性の労働と同様の一つの労働だということである。

EMPOWER の活動家であるノイ・アピスクは、「セックスワーカーの運動とはその他の運動とかけ離れているわけではない」と語る。労働者としてメーデーにも参加するし、学習会では女性権利活動家に工場労働者などの権利についてまず話してもらい、それからセックスワーカーの権利について話をする。売春禁止法に基づく更正施設は売春へ転落した女性を更正させ教化し善導するという位置付けから女性一般とは別の教育が行われるが、EMPOWER の活動には、メイドや縫製をして働く女性、日払い労働者もふくめて全ての女性労働者が包摂される。「ときどき私たちは食物や飲物を持って更正施設の女性たちに会いに行くが、とてもかわいそうだ。彼女たちは 6 ヶ月間～18 ヶ月もの間、家族や友人に会うこともできない。エンパワーだと帰って家族に会うこともできる。更正施設では 6 ヶ月～18 ヶ月と期間限定なので年間 400 人に限られている。一方エンパワーでは年間 1000～5000 人を対象に、支援している。法律や刑罰などが必要なわけではない。教育を受けさせるために法や刑罰があるわけでない。彼女らは働きながら同時に教育やプログラムを受けることだってできる」⁽³¹⁾。

EMPOWER は性産業の女性が犯罪組織と警察の搾取や暴力から脱出し、よりよい労働の環境・条

件でより安全に働き、社会保険・医療ケアを公正に受けるには、差別が撤廃され、労働法のもと全ての労働者と平等に扱われることが必要だと、売春の非犯罪化を要求し続けている。

現在タイでは売買春の合法化にむけた議論が進んでいる。2003 年 11 月 27 日には政府主催で公聴会が実施され、学者、活動家、性産業で働く女性たちが集まった。ところがその合法化論の多くは性病管理と徴税の利益という古い公娼制度擁護論と同じ論点から提唱されており、売春が良家の子女を強姦から救うための社会的必要悪と主張するような言説も出ている。政府が合法化に熱意を示す一方、性産業で働く当事者たちの意見が反映されないという問題も起こっているという。大きな契機になったのは、性産業界の大物で政界との結びつきが噂され、マッサージパーラー王の異名がある某氏が莫大な賄賂を警察に支払ってきたことを公にしたスキャンダルであった。非合法売春からの警察による搾取を訴えてきた売春婦たちの声が届いた結果ではなく、贈収賄で誰かが私腹を肥やすより 1000 億円産業ともいわれる性産業を合法化して課税することで国庫収入を増やすべきだとの損得勘定が合法化論を勢いづけた様子である⁽³²⁾。

EMPOWER はこのような合法化に向けた議論に性産業労働者の立場から参画し、政府がエンターテインメントプレース法に基づく娯楽施設従業員であるマッサージ嬢やダンサーを労働法の適用を受けるべき労働者であると認めるようになったことを歓迎している。多くの娯楽産業労働者が医療保険の適用を受けることができるようになり、老後の年金や子どもの教育の保証、不当解雇の際の補償などにアクセスできるようになったからである⁽³³⁾。だが EMPOWER は当事者をぬきにして合法化が議論されることにも、女性を登録して管理統制し、国家の税収を増やそうという公娼制度論にも断固として反対している⁽³⁴⁾。日本では「合法化」という言葉を聞くだけで拒絶反応を示すフェミニストも少なくないが、「legalization 合法化」という言葉が同一であれ、

タイ政府が追及している「合法化」とハントラクンや EMPOWER の女性たちがフェミニズムの立場から主張する「合法化」では全く意味が違っている。タイの女性運動のなかで鮮明に主張されてきた、禁止主義とも公娼制度擁護論とも異なる非犯罪化・非登録の主張を正確に理解したい。

第4章 フィリピンにおける買売春制度

歴史的に欧米による植民地支配を免れてきたタイとは異なり、フィリピンにおける買売春制度はスペインと米国による植民地支配の歴史と深く結びついてきた。

公娼制度はスペイン植民地時代に起源を持つ⁽³⁵⁾。スペイン時代、売春に従事する女性は犯罪者扱いされ、南部の開拓地ダバオに流刑された女性も少なくない。19世紀末になると梅毒の蔓延への憂慮から性病管理を機軸とした売春統制が始まり、それはフィリピン第一共和国に継承された。大統領アギナルドはスペイン時代に作られた統制方針に基づいて公衆衛生局を新設し、公衆衛生局が売春婦の登録を制度化した。その方針は、女性の街頭での客引きや人目につく勧誘を禁じ、公認売春婦が公認娼家を巡察する医務当局による性病検診を受けるようにするもので、性病に感染した売春婦の入院加療を妨げる娼家の所有者は投獄された⁽³⁶⁾。

1899年に比米戦争が勃発する。スペイン支配の最後の数年間、革命鎮圧のために送り込まれたスペイン軍人による買春が広がっていたが、比米戦争の勃発とそれに続く米国による占領の過程で米軍人が大挙押し寄せてきたことが、フィリピンにおける売買春業を確立させた⁽³⁷⁾。戦争で家や財産や寄る辺をなくした多くの女性が生きのびるために身を売らねばならなくなった一方、米軍は本国におけるフェミニストや反帝国主義者たちの抗議にもかかわらず、米軍人を性病から守るために売春統制を実施した。

エヴィオータは、米国統治時代のジェンダー、イデオロギー、性差、階級を分析して、「アメリカナイゼー

ションは多くのスペイン的な女性の服従形態に代わり、経済発展に伴う服従形態を強化した」⁽³⁸⁾と述べている。「新たな従属形態」は売春制度と純潔主義・禁止主義にも表出した。女性の売春を犯罪とするスペイン時代の法が温存されていた一方、米国統治の最初の20年間で売春宿が増加した。伝統的売春宿に加えて、米国人事業家が設立した接客女性のいるダンスホールやキャバレーが新たな性的娯楽の場として人気を博するようになった。新聞には警察による違法売春の保護を暴露する記事がしばしば載った。このようにして米国支配の始まりと共に新旧の性的娯楽産業が増大する一方、「米国風の道徳的憤激」が持ち込まれた。第一次大戦時代、米本国で執行されたアメリカン・プランに呼応して、フィリピンでも売春排斥運動が展開する。1918年、当時のフィリピン駐在米陸軍総司令官はすべての米国軍人と軍属に対し娼家に入入りすることを禁止した。マニラ市長は売春婦を逮捕し、スペイン時代の役人が行ったようにダバオに追放し、1919年までにマニラの赤線地区は閉鎖された。だが米国人やフィリピン人の高官自身が娼家の所有者だったので、そんな禁止規定は守られないことが普通であった。娼婦の実数は増え、中産・有産階級女性や宗教家が、性病の源であり道徳を損なうものとして売春に反対する運動を展開した⁽³⁹⁾。こうして「保健と道徳面で、女性の売春行為に反対するキャンペーンが続き、売春を生み出す物質的な条件や男性の性的欲求を当然視する誤った観念はあいまいにされた」のである⁽⁴⁰⁾。

第二次大戦下の日本占領時代を経て、1946年フィリピンは米国から独立し、フィリピン共和国が発足した。が、独立前夜に結ばれたベル通商法や翌47年に結ばれた軍事基地協定によって、独立後も対米植民地的従属構造が温存された。売買春制度も例外ではない。フィリピンは米国がついぞ調印しようとしなかった国連1949年条約をアジアで最も早く調印した国である。が、ここには外務大臣でフィリピンの国連代表であったカルロス・P・ロムロが

1949年、50年にかけて国連総会議長をつとめていたというような外交上の理由以上に積極的な理由があった様子は無い。現実には米国の利益にかなうように新たな公的売春統制が施行されていったのである。

米軍基地の存在はフィリピンの買春に圧倒的な影響を及ぼしてきた。最大規模の米軍基地周辺にあるオロンガポとアンヘレスは、米兵のRRに奉仕する買春都市となった⁽⁴¹⁾。オロンガポはスーピック湾に面し、かつては小さな漁村であった。またアンヘレスは元来家具製造業の盛んな町であった。だが朝鮮戦争やベトナム戦争は、これらを米海軍に奉仕するホテル、サウナ、マッサージパーラーその他の歓楽街に変貌させていった。ベトナム戦争は空前のRRブームをもたらした。1965年改訂刑法典は、第202条第5項に「金銭もしくは利益のために常習的に性交渉にふけたり、みだらな行為をする女性は売春婦とみなす」と定め、売春を非合法化している。このためRRで働く女性は「ホステス」や「ウェイトレス」、「ダンサー」など「RRの被雇用者」と公称され、建前上売春婦は一人もいない⁽⁴²⁾。だがマルコス大統領がベトナム反戦・新民族主義運動の高揚に対して戒厳令を布告した1972年、オロンガポ市の営業許可を受けたRR施設は619軒、RRの被雇用者が9986人に上った。基地撤去直前の90年には同市のRR施設は615軒、「被雇用者」は11600人、未登録の女性はその約2倍であった。同年アンヘレス市では約1567軒のRR施設で5642人の「被雇用者」がいた⁽⁴³⁾。このように基地周辺では市政府が条例によって売春の隠れ蓑であるピヤホールやマッサージパーラーなどのRR施設の経営者に許可を与え、売春を公的に管理していた。オロンガポでは1960年には保健所の管轄下に社会衛生クリニックが開業し、米海軍から財政的・医学的技術的な後援を得て、性病に感染していない女性に市の証明を与えるために売春婦の検診を行った⁽⁴⁴⁾。

他方1970年代には、マルコス大統領が外国指向

の開発戦略を採り観光事業を外貨獲得の最優先課題としたことで、RRに加え新たな性産業としてセックス観光が出現した。マニラ市は観光客をもてなす女性を「接客婦」として登録し健康証明書を発行するようになった。75年までに幾つかの都市が性病検診を制度化させていたが、同年大統領令による「フィリピン衛生法」の布告によって、保健所から健康証明を得ていない者がナイトクラブなどのホステスになることが全国的に禁止される。同法に基づき各地方政府のもとでクラブやバーなど性産業で働く女性の定期検診を行う社会衛生クリニックが設立されてゆく⁽⁴⁵⁾。登録された女性は80年初期に約1700人、1986年には7000人以上に増えた。エミルタやマビニなどマニラの観光地区は有名な売春街となり、1990年代初期この地区だけでも約14万9000人の売春婦がいたと概算されている。

さらにマルコス政府が外貨獲得を目的に労働力輸出を積極的に推進したため、80年代には海外に出稼ぎに行き「エンターテイナー」として働く女性が急増し、彼女たちの多くが売春を強いられることになった⁽⁴⁶⁾。政府は性産業で働く女性に性病検診を定期的に受けることを義務化し、「自分は顧客にとって安全である」ことを証明するカラーカードを取得させている。海外「エンターテイナー」として働くことを希望する女性に対しては、認定の審査制度を設けた⁽⁴⁷⁾。以上のように売春は実質的に国家によって振興され、奨励され、規制されるようになったのである。

売春が刑法犯罪とされていることは、フィリピンの国家的売春制度を妨害するよりもむしろ補強してきた。前述の通り売春婦は「被雇用者」として登録されるが、「被雇用者」が享受すべき労働法による労働者としての権利は侵害されてきた。モセリーナはRR施設の調査をふまえて以下のような労働法違反を指摘している。最低賃金制の無視、有給休暇の欠如、様々な罰則規定、社会保障保険料の不払い、生活手当・特別手当の欠如、病休と産休の欠如、手数料申請様式の頻繁な改訂、従業員に

対する無差別解雇、そして自己組織化の禁止である⁽⁴⁸⁾。労働法典とその施行を所管する労働雇用省は、娯楽産業労働者は売春に携わらない限りにおいて合法的な労働者である、との前提に立っている。セックスの対価を受けた者はもはや諸権利をもつ労働者ではなく犯罪者とみなされ、売春に従事していることを認めたとたん労働者としての権利はもはや否定される⁽⁴⁹⁾。このようにして国家が振興し奨励する性的娯楽産業は、売春の犯罪化によって労働者としての権利を否認された膨大な労働者を働かせることができた。またこの刑法は警察が女性を支配する根拠となってきた。摘発、捜査、逮捕、抑留の過程で虐待が行われ、見逃す代わりにセックスや賄賂を要求する警察官もいることが、売春女性の諸団体によって報告されている。例えばミンダナオ島ダバオ市で活動する TALKALA が 1996 年に売春女性 165 人を調査したところ、レイプ、令状なし逮捕、髪の毛を引っ張ったり殴打したりといった暴力や暴言による侮辱が報告された。またマニラ首都圏ケソン市で活動している BUKAL が 2000 年に発表した報告書にも、警察官による無数の身体的性的情緒虐待が報告されている⁽⁵⁰⁾。

1991 年の基地協定失効によって米軍基地が閉鎖され、以後、基地跡地は工業・商業地域へ変貌していった。基地閉鎖に前後した数年間、マニラ首都圏では性産業に対する取り締まりが強化されていった。1990 年代初期のこのような変化は、フィリピンの売春制度に本質的な変化を与えたであろうか。答えは否である。基地閉鎖直前にオロンガポ・アンヘレスにいた売春婦は登録されていた女性だけでも 17000 人以上にのぼるが、彼女たちの転職できる新しい雇用は創出されなかった。マニラ市では 1992 年、リム市長の下でエルミタ地区の性産業施設が相次いで閉鎖され、そこで雇用されていた約 3 万 5000 人が失業した。が、閉鎖は産業を地下にもぐらせたばかりか、マニラ郊外やセブ市や海外など他の地域に追いやるだけであった。バー売春の代わりに、売春婦がマニラ湾に停泊中の商船

に乗り込んで行く船舶売春、路上売春、公園売春が増大した。オフレネオは 1998 年に発表された調査報告において、フィリピンの商業的セックスワーカーの総数を 40 万人から 50 万人とみつもっている⁽⁵¹⁾。

1998 年比米政府間で VFA (米軍訪問協定) が調印され、翌 99 年これが発効したことは、米軍売春の新しい展開をもたらした。VFA のもとで 22 の港湾が米比「合同軍事演習」に開放されることになり、かつてオロンガポとアンヘレスなど基地周辺地域に集中していた米軍買春がフィリピン全土に広がったことがしばしば指摘されている⁽⁵²⁾。

2001 年 9.11 事件以後の米国による対テロ世界戦争は、フィリピンにおける女性の窮状をより悪化させている。2003 年 12 月 16 日-18 日に大阪府堺市で女性のためのアジア平和国民基金が主催した国際会議において、フィリピン最大の女性団体 GABRIELA の事務局次長であるラナ・リナバンは、次のように発言している。

「アロヨ政権は米国政府の対テロ戦争とイラク侵攻を強く支持しているため、フィリピンには軍事演習や RR のために米軍が押し寄せています。このことについては米国政府もフィリピン政府も否定し続けています。しかし、事実は否定できません。フィリピンに米軍が到着したことで肉体の売買がにわかに活気づいています。米軍とフィリピン軍の合同演習地であるミンダナオ島の主要都市では売春婦の数が 262% 増えています。ザンボアンガ、カガヤン・デ・オロならびにジェネラル・サントス市の売春婦の数は、登録、未登録を含めて 1995 年の 1657 人から、今では子供や未成年を除いても 6000 人を越えるまでになっています。ダバオ市だけでも 6000 人を越える売春婦がいます。ミンダナオ島の戦争の引き金となった貧困は、女性や子どもたちに強制的に肉体を売らせ、その多くが性の密売人の餌食となっています。戦争や武力紛争の最中には女性や子どもの安全、安心、福利、生活が明らかに攻撃されているにもかかわらず、フィリピン政府はそれをさらに悪化させることしかやっていない点が最も不幸なことです。」⁽⁵³⁾

第5章 フィリピンの女性運動と 売春問題へのアプローチ

第1節 売春女性の非犯罪者化

フィリピンでは1980年代から多数の団体が売買春問題に取り組んできた。80年に創設されたTW-MAE-W(女性搾取に反対する第三世界運動)の活動は先駆的で、日本人男性を中心としてブームとなったセックス観光に抗議するため、81年1月にアセアン各国の首都における同時デモを世界に呼びかけた。また率先して軍事基地売春に世界の人々に目を向けさせる活動を行い、85年のナイロビでのNGOフォーラムにおいて「基地売春に反対する国際連合」(CAMP)のキャンペーンを開始した。先進工業国と第三世界の女性の国際的な連携で女性と子どもの売買、米軍基地売春、結婚斡旋業といった国境を超える諸問題への取り組みが評価され、85年国連経済社会理事会の協議資格を与えられている。また83年に設立されたSTOPも、地方の女性に都会の危険を警告しマニラなどの都市に流入することを思いとどまるよう説得する活動や、女性と子どもの保護に役立つ法令を求めるロビー活動を展開したことで知られている⁽⁵⁴⁾。

売春の場にいる女性たちのエンパワーを重視する女性団体も80年代から活動している。GABRIELAは84年3月に設立された女性団体連合組織で、中産階級に属する女性のみならず貧農や労働者、都市貧民など草の根の女性組織が広く参加している。半封建的・半植民地的社会構造がフィリピン女性の従属と搾取に追いやっていることを批判し、真の民族主権、土地改革といった社会構造の根本的改革を追求してきた。マルコスが失脚した「ピープルズ・パワー」直後の86年3月にGABRIELAが主催した女性国際連帯集会で発表された行動綱領のなかには、「女性に対する性暴力と虐待の永続を阻止する」ために、「売春を非犯罪化し、教育・リハビリ・機会提供・他のすべての人々と同様の市民としての女性の権利を保護する複数の

センターを設立する」ことも提起されている⁽⁵⁵⁾。このようなセンターは実際オロンガポやマニラ、ミンダナオ島のダバオなど各地で組織され、性的搾取のサバイバー自身が運営するようになった⁽⁵⁶⁾。GABRIELAは「無理に少女たちを売春の世界から引き離したり、説得したりせずに」、むしろ、「彼女たちが今いる場所で力を得るように教育し組織化する努力を、売春する理由がなくなるような政治的・社会的・文化的構造の変化が実現するまで続ける」ことをめざした⁽⁵⁷⁾。

また、カラヤアン、WEDPRO、女性人材研究センターといったフェミニスト団体も「エンパワーメントの視点から売春に関する研究、教育、政策提言」を行うようになった。カラヤアンとWEDPROは、主にアンヘレスとオロンガポの元米軍基地周辺に残っている売春婦に雇用機会を提供するための事前調査をしたり、移行的なプログラムをたてたりした。WEDPROはまた売春の非犯罪化を求めて署名運動も行った⁽⁵⁸⁾。

以上のようにフィリピンでは、売春婦の非犯罪者化を要求することは1990年代初めまでに女性運動に共通する主張になっていた。

第2節 法制度改革

1986年のマルコス独裁政権崩壊で、マルコス時代の1975年に設立された政府機関NCRFW(「フィリピン女性の役割全国委員会」と民間の女性団体・女性運動家との関係にも変化が生じた。政府機関とNGOのパートナーシップが強まり、売買春制度に関しても、「女性に対する暴力及び売買春に関する政府機関・NGOネットワーク」が創設され、月例会議とワークショップを開いて政策問題が議論されるようになった⁽⁵⁹⁾。以下に、1990年代以後、売春問題をめぐる法制度がどのように議論され、現在までにどのような改編が実施されてきたかを概観しよう。

1992年フェミニズムとは無縁の動機から、ある公娼制度法案が下院に提出された。保健省のもとに

売春公認地区を指定して売春宿を認可制とし、売春婦に登録と医療検診を義務づける内容である⁽²⁶⁾。フィリピンではそれまでも売春が国家的に統制されていたが、それらは「売春ではない」という建前と偽装がほどこされており、細則は地方条例に委ねられていた。これに対して同法案は、19世紀の公娼制度と同じく、公然と国法による売春統制をしようするものであった。

女性たちは同法案に反対し、1993年2月に開かれた「売買春問題タスクフォース」と「女性に対する暴力及び売買春に関する政府機関・NGOネットワーク」の合同主催の政策ワークショップでは、以下の4つの反対理由が表明された。第一に登録・強制的性病診断・指定地区への隔離は、売春婦たちを差別し彼女たちに屈辱的烙印を押す。第二にすべての売春婦に登録することは不可能であり、それが不可能である以上性病を抑止する効果は期待できない。第三に、女性の身体と性を性産業の取引と利潤のために商品化する事を国が認知し、女性の性を買い上げてそれを国家の統制下に置くことにより女性の尊厳をふみにじる人権侵害である。第四に、活動の違法性故にそれまで性産業への関与を控えていた人々が参入することによって、性産業にける供給と需要の両方を増大させる。

公娼制度法案は翌3月に取り下げられたが、売春問題に取り組む諸団体は、売春婦を犯罪者扱いしないこと、警察による嫌がらせを止めること、売春婦に労働法・労使関係諸法の定める労働条件や福利給付などの恩恵を受ける権利を与えることなどを要求し、これはやがてNCRFWによる『ジェンダーの役割と開発に関するフィリピン計画：1995～2025』の政策提言に含まれた。同計画は「売春をさせられた人は被害者であり、罰せられるべきは加害者である」という見解に立脚し、「浮浪者と売春婦に関する刑法第202条の削除」と「人身売買・強制売春を禁止する刑法第341条の強化」を要求し、「売春婦を犯罪者扱いしないことに加え、斡旋業者、リクルーター、人身売買取引人、ポン引き、周旋人、事業

所の経営者、顧客など、他人の売春により性的満足、金銭的収益、ないしはその他の恩恵を得る人々の逮捕と訴追を同時に行うべきである」ことを強調した。「犯罪者扱いをしないということは、性差別の廃止につながり、売春婦だけが法律の下に犯罪性を問われるという事態を改善する。改訂刑法や児童青年福祉法において売春婦を犯罪者として扱うすべての条項を無効にすることを意味する。地方自治体の条例も、これ以上売春婦を犠牲にすべきではない」⁽⁶⁰⁾からである。

これに依拠してNGOネットワークは8年に及ぶロビー活動を展開する。長い努力は、2003年5月、「人身売買禁止法」(共和国法9208)の制定へと結実した。「女性の人身売買撤廃連合」(CATW-AP)の代表でNCRFW委員長として精力的に活動したオーロラ・J・ディオスの貢献は大きい。またGABRIELAのリーダーで、草の根の女性組織を基盤として国会議員となったリサ・マサも、人身売買防止法の起草者の一人となった。同法は売春、ポルノ、性的搾取、強制労働、奴隷、非自発的労役、債務奴隷の目的で、国内あるいは海外雇用に従事させたり、そうしたことを目的とするフィリピン女性と外国人との結婚の斡旋を禁止し、買春ツアーの企画をも禁じている。加害者は、最高終身刑および最大500万ペソ以下の罰金が科せられる一方で、被害者に対しては被害事項に直接関わる行為を理由に処罰されないといった法的保護や、カウンセリング、リハビリ、シェルター運営などをNGOと協力してコミュニティでも行うよう定めている⁽⁶¹⁾。また、この法に基づいて、法相と社会福祉相が共同議長となり、外務省・労働省・海外雇用局・移民局・国家警察・NCRFW及びNGOの代表で構成する「反人身売買関係機関評議会」が設置され、必要に応じて包括的で統合的なプログラムを作ることとなった⁽⁶¹⁾。

第3節 現在の女性運動

人身売買防止法の制定は大きな前進であったが、フェミニストの共通の要求である「売春婦を犯罪者

扱いしない」ことは未だ実現していない。刑法第 341 条は人身売買禁止法の制定で補強されたが、刑法第 202 条は削除されていないし労働法第 138 条の運用はいまだ不十分である。刑法第 202 条の削除と労働法第 138 条の運用はメダルの表裏である。売春婦が犯罪者として取り扱われなくなれば、エンターテインメント産業の労働者の諸権利を認め、保護し、それを主張すること、さらには労働法第 138 条を効率的に運用することへの障害が取り除かれるからである。人身売買禁止法が保護の対象とするのは人身売買被害者と認定される売春婦であり、生活のために性産業で働いていたり、働き続けようとする売春婦は保護の対象ではないのである⁽⁶²⁾。

売春女性の非犯罪化を求める多くの女性たちの運動を背景に、2004 年 6 月にはアクバヤンのロレッタ・アン・ロサレス議員らによって、国連 1949 年条約の精神をふまえ、刑法 202 条の撤廃、買売春の再定義、売春に従事する女性の非犯罪化、売春から搾取する行為者への処罰を内容とする法案が下院に提出された⁽⁶³⁾が、未だ成立に至っていない。

他方、フェミニズムとは無縁のビジネス利益や徴税利益のための売春の合法化、つまり公娼制度を追求する性産業業界やそれと結びつく政府・政治家の動きも不断に売春婦たちをおびやかしている。女性たちはこのような動きに常に警戒し、厳しく批判してきた。最近起こった出来事の一例をあげよう。「アジア労働者ニュース」に 2004 年 3 月 5 日の日付で掲載された「女性グループは売春婦への課税に反対」という記事によれば、北部ミンダナオの地方政府が売春婦各自に職業税を課して職業税領収書を発行すること決定し、これに同地で活動する TALIKALA や TISAKA など売春婦とその支援者の組織が強く反対した。これは地方政府が性産業で働く女性たちを労働者でなく専門職従事者のように登録することによって税収を増やし、職業税領収書を実質的売春認可証とする公娼制度化だからである⁽⁶⁴⁾。

また人身売買禁止法の制定で法制度上の改善が

進展したとはいえ、グローバリゼーションと対テロ戦争の拡大が女性と子どもを人身売買や性的搾取に追い込む圧力を増大させているという指摘もある。NCRFW はグローバリゼーションを支持し、WTO への女性の参加が WTO にも女性自身のためにも役立つという見解だが、多数の女性団体は、個別の課題で NCRFW と協力関係を維持していても、グローバリゼーションに反対している⁽⁶⁵⁾。草の根の女性運動では、対テロ戦争政策における比米両政府の協力強化が女性の人権への脅威となっているという批判も強い。リサ・マサはフィリピン各地を歴訪して新しい人身売買禁止法の意義を説明するとともに、「反人身売買関係機関評議会」の取り組みを待機するのではなく、女性たち自身が地域でチームを作り、比米軍事合同演習に参加する米兵のために女性と子どもが犠牲にされないよう監視することを呼びかけた⁽⁶⁶⁾。各地で草の根の女性組織が米比合同演習と人身売買に反対する取り組みを展開し、暴力と搾取の実態を調査した。第 4 章の最後に引用した、武力紛争と米軍の進駐が売買春を急増させているというリナバンの報告は、このような草の根のグループや売春女性たち自身が調査して得られた情報に裏打ちされている。

リナバンは次のようにも語った。「2003 年人身売買禁止法が通過したことは、戦時における女性や子どもに対する最悪の暴力形態への取り組みに一抹の希望の光を与えたかもしれませんが。しかし、性の密売や売春を悪化させる温床となる状況がたちまちこれに暗い影を投げかけます。女性や子どもの密売シンジケートを黙認している政府職員の腐敗した慣行に終止符を打つことに対しては、何ら真剣な取り組みがなされていません。それが密売の主要な経路となり、同時に経済が急速に減速する原因であるにもかかわらず、移民政策、労働政策は旧来のまま、そのことによって女性や子どもたちを性の人身売買に対してより脆弱な立場へと追いやっています。戦争や武力紛争に直面して女性や子どもたちが苦しんでいる暴力に終止符を打つためには、経済、

政治、文化の面で誠実かつ徹底的な改革の実施が必要です。それは政府の官僚、機関、組織の手によって行われるものではありません。私たちの手で行うものです」¹⁶⁷⁾。

以上のように、フィリピンの女性解放運動は、売春の場にいる女性たちをエンパワーする取り組み、

売春の非犯罪化・非登録を求める活動はもとより、女性を売春においやる貧困や戦争政策と闘い、全面的社会変革によって女性に対する暴力と搾取のシステムをトータルに廃止することを目標に活動を展開している。

(終わりに)

移住女性の送出国であるタイとフィリピンでは、受入国である日本・韓国と同様、禁止主義によって売春女性の市民権が否認された一方、売春からの搾取や買春は自由に行われ国家的に奨励されてきた。1960年代から70年代にかけてのベトナム戦争時代にはRRブームが起こり、80年代には観光売春と海外出稼ぎ売春が急増した。政府の売春禁止主義で女性の立場が弱められ、それによって性産業が利益を拡大し肥大してきた点では、両国の状況は日本・韓国の状況と共通している。だがフェミニズムのアプローチには相違がある。タイとフィリピンの女性運動は売春女性を犯罪者と扱う法制度を強く批判し、その撤廃をめざしてきた。両国のフェミニストたちは、もちろんその間にも見方や考え方の幅があるとせよ、共通して、公娼制度の再現を意味する「合法化」には厳しく反対する一方、売春女性の「非犯罪者化」を強く要求してきた。両国とも売春女性自身が運営する組織が活動し、不当なスティグマと差別と闘っている。法制度の改革運動のみならず、警察、業者、客の暴力や搾取から身を守り、就労や転職に必要な知識や技術を得るための教育・相談プログラムから、団結権をはじめとする労働者としての権利を回復するための運動、また女性から売春以外の職業選択を奪う不平等な社会構造やグローバリゼーションに対する抵抗、政府の戦争政策との闘いまで、彼女たちの運動は多彩である。

本稿が明らかにした、このような女性運動のアプローチの差異は偶然に生じたのではなく、送出国と受入国、第三世界と資本主義先進国の条件の差異が反映していると思われる。この差異は、日本で最近急速に進んでいる人身売買防止法制定に向けた動きの中にも表れている。今日女性の不処罰化・男性客と人身売買業者への厳罰化が国際的に大きな流れとなっている中で、確かに日本でもフェミニストは新しい法律がそのようなものでなくてはならないと提唱している。だがタイとフィリピンの近年の法制度改革が既存の抑圧的売春制度と闘い、売春女性をふくむラディカルな女性運動の延長線上に実現してきたのと対照的に、日本の現在の議論には売春防止法体制への批判は希薄で、人身売買への国家的対応を促す契機になった国際組織犯罪条約や日本を人身売買要監視国と認めた米国国務省報告などの「外圧」に依拠した議論が多い。外国人女性を人身売買被害者とそうでない売春婦に二分し、前者のみを保護し後者は処罰するという抑圧的枠組みは牢固である。生活のために日本で売春に従事しているフィリピンやタイの女性は本国と日本の両方で法律に違反している身分であり、それだけに搾取を受けやすく、逮捕を避けるために業者やピンブに依存せねばならない状況にいる。売春防止法を温存し人身売買被害者と認定された者だけを保護するという枠組みでは、彼女たちは疎外されたままだ。

1980年代には黒人女性解放運動から欧米フェミニズムに対して第三世界と労働者階級の女性を無視した白人中産階級中心主義「帝国のフェミニズム」批判が提起されたが、アジアの資本主義先進国の女性も、第三世界の女性の視点を確立しなければ同じ問題に陥るだろう。日本の売春防止法制定や韓国の公娼制度廃止

の過程で犯罪者化された売春婦は、より大きな搾取と暴力にさらされた。日本や韓国のフェミニストは自国女性史上のこのような売春婦疎外に表れた下層階級女性の疎外を省察するとともに、その疎外が、資本主義グローバル化がアジアを覆う現在では自国女性のみならずアジアの外国人女性に及んでいることを認識する必要がある。タイやフィリピンの女性の状況や女性運動の主張を知り、女性解放の見通しを共有化することで、私たちは自国の女性抑圧文化と幻想的米国崇拜によって定植された売春禁止主義の桎梏から脱し、新しいアジアの女性連帯の手がかりを得ることができるのではないだろうか。

註

(1)用語法を説明しておきたい。本稿で用いる日本語の「売春」と「売春婦」は英語の「prostitution」と「prostitute」とほぼ同義である。この用語は歴史的に、そして一般的に、金銭的対価を目的に不特定多数の相手とセックスを行う行為として定義づけられ、基本的に女性の行為と認識され、「売春」を行う女性は「売春婦」と称されてきた。本稿は、この用語をその伝統的な定義に即して用いている。

「売春」の行為主体は「売春婦」である。だが「売春制度」(prostitution system)に関与する行為主体には、「買春」を行う客、仲介・周旋によって利益を得る業者、売春宿の所有や経営者、ピンブ、それらに規則を定めて統制・管理する公権力など、「売春」から搾取する者がふくまれる。「売春制度」のなかの「売春婦」はこの制度に関与する諸集団のなかで最も無力な者であることがほとんどだが、「売春制度」に付属する諸悪の一切がしばしば不当にも「売春婦」の責任に転嫁されてきた。女性の行為である売春を禁止することが諸悪を除去し問題を解決することになるとみなす売春禁止主義は、このように女性に責任を転嫁する思想と実践である。

「売春制度」は歴史的に、そして一般的に、差別や抑圧にまみれているので、「売春」問題に取り組むフェミニストは違う言葉を用いることで実態を表現しようとしたり、言葉を再定義しようとしてきた。例えば日本では1980年代から「売春」と「買春」を使い分け、買う男性の責任をはっきり示そうとしてきたし、また「売春婦」にこもる侮蔑的語感を回避するために「売春女性」と言い換えたりしている。また韓国では最近、「倫落行為」や「売春」という言葉ではなく、「性売買」という語が使われるようになった。また英語圏でも prostitute という用語ではなく、women in prostitution や prostituted woman という表現や sex worker という言葉が使われるようになってきたのも、prostitute にとりついている侮蔑から女性をひきはなす意味を持っているであろう。筆者もまたこのような試みに共感しており、本稿では文脈に応じてこれらの言葉を併用している。

フィリピンでは prostitution という語そのものを女性の視点から再定義しようとする試みもある。例えば本文中にもとりあげる近年提出された法案は、anti-prostitution law と略称されているが、そこでは prostitution を女性の行為と定義するのではなく、金銭的な対価を目的として他人の性欲のために人を利用する取引や計画、そしてそれらに便宜をはかる行為などを prostitution と定義してしまうのである。つまり一般に、「他人の売春からの搾取」と定義されてきた諸行為こそが「売春」だと再定義されているのである。フィリピンでは、法律上に prostitution が定義されておらず、もっぱら売春婦 (prostitute) のみが「金銭もしくは利益のために常習的に性交渉にふけったり、みだらな行為をする女性」と定義され、犯罪者化されているという特殊な事情があるだけに、prostitution の定義そのものを女性の視点から鮮明にしようとする試みは意義があると考えられる。とはいえ prostitution は一般的には女性の行為と定義されているので、本稿ではこの定義においてこの語を用いている。

なお本稿では、「フェミニズム」という語を、女性の地位の向上や様々な抑圧からの女性解放を求める思想と行動のすべてを表現する、この語の最も広い定義で使っている。

(2) 日本と韓国の売春制度とフェミニズムについては、拙稿『性の歴史学—公娼制度・墮胎罪体制から売春防止法・優生保護法体制へ』不二出版、1997年(日本語)、同朝鮮語版、サミン、2004年、同 "The Prostitutes' Union and the impact of 1956 Anti-Prostitution Law in Japan", in U.S.-Japan Women's Journal, no.5, 1993(英語), The Licensed Prostitution System and the Prostitution Abolition Movement in Modern Japan, Position, east asia cultures critique, volume5no1(Spring 1997)(英語)、, 梁東淑 (Yang Dong-Sook) 「解放後公娼制度廃止過程研究」『歴史研究』歴史学研究所、2001年(朝鮮語)、Katharine H. S. Moon, Sex Among Allies: Military Prostitution in U.S.Korea relations, Columbia University Press, 1997(英語)など参照。

(3) Asia Watch and The Women's Rights Project, ed., "A Modern Form of Slavery ; Trafficking of Burmese Women and Girls into Brothels in Thailand", Human Rights Watch, 1993, pp.21-22.

(4) Ibid., pp.21-22.

(5) Kobkul Rayanakorn, "Special Study on Laws Relating to Prostitution and Traffic in Women", Foundation for Woman, Bangkok, 1995, p.17

(6) Morris G. Fox, "Problem of Prostitution in Thailand," in Social Service in Thailand, Department of Public Welfare, Ministry of the Interior, Bangkok: Mahaadthai Press, 1960. Originally submitted to Department of Public Welfare, February 26, 1957), p.143.

(7) これを基準に Rayanakorn (ibid., p8) は、「禁止主義システム」をとる米国とフィリピン、「統制システム」をとるドイツと対比し、タイの売春制度を英国、カナダ、インドなどと同様の「アボリショニスト・システム」に分類している。が、本稿では、その分類方法は採らない。「売春それ自身」を禁止しているか否かは売春禁止主義の強弱を示すものであるが、本稿は、実質的に売春を禁止して売春婦を犯罪者と扱うアプローチの全体を売春禁止主義として扱っている。またラヤナコーンの分類ではアボリショニズムという用語が用いられるが、本来アボリショニズムとは売春に対する国家統制を廃止するというアプローチを意味するので、偽装された形態とはいえ国家的に売買春を統制しているタイをアボリショニスト国家群に分類することは実態を見えにくくする。

(8) "A Modern Form of Slavery", op.cit., pp.25-26.

(9) Sukanya Hantrakul, "Prostitution in Thailand", paper proposed to the Women in Asia Workshop, Monash University, Melbourne, July 22-24, 1983, Wathinee Boonchalaksi and Philip Guest, "Prostitution in Thailand", a report prepared for the research project, "The Sex Sector: Prostitution and Development in Southeast Asia", Institute for Population and Social Research, Machidon University, Thailand, 1994, p.20. Khunying Kanitha Wichiencharoen et al, "Chapter 11, Women and Commercial Sex", in National Committee on the Perspective Plan and politics for Women's Development, National Commission on Women's Affairs (NCWA), Office of the Prime Minister, Thailand, edited and published, Perspective Politics and Planning for the Development of Women (1992-2011), 1995, p.11 など。タイにおける売春史研究では1960年法と国連からの圧力の関係は常識となっているようだが、両者の関係を論じたり、国連1949年条約の趣旨とタイの1960年法の内容がかけ離れていることを問題にした研究はまだ行われていないようである。

(10) A Modern Form of Slavery, op.cit., pp.25-26.

(11) Hantrakul, ibid 及 び Malee Pruekpongswalee, "Chapter 12. Women and the Law", "Perspective Politics and Planning for the Development of Women (1992-2011)", op.cit, pp.15-16.

- (12) A Modern Form of Slavery ,op.cit., pp.22-25.
- (13)ibid.
- (14)ibid.
- (15) ベトナム戦争の終わった 1970 年代半ば以後、タイ政府の輸出指向の経済成長・「開発」政策の結果エリートに富が集中する一方、民衆は周辺化・貧困化し、貧富の差は増大の一途をたどった。1992 年にはトップの 20% と底辺の 20% の富の配分は 55.6% 対 4.5%、農民及び都市の貧困層は 1000 万人以上にのぼるといふ。Suthy Prasartset, Grassroots Movement in Thailand: The Case of the Assembly of the Poor, International Christian University Publication²-A, "Asian Cultural Studies", International Christian University, March 2001, p.149.
- (16)Hantrakul, op.cit., abstract and p.32.
- (17)Wichiencharoen, op.cit, p.15.
- (18)"A Modern Form of Slavery", op.cit., p.23.
- (19)Hantrakul, "Prostitution in Thailand", op.cit.
- (20)Wichiencharoenl, op.cit, p.4.
- (21)ibid., p.3.
- (22)Sukanya Hantrakul, "legalise prostitution to save victim", The Nation(Thailand),26 March 1999, Nation@High Beam Research, <http://www.highbeam.com/library/doc1>.
- (23)Pruekpongsawalee, op.cit.,pp.6-7.
- (24)Wichiencharoen, op.cit., p.1.
- (25)Pruekpongsawalee, op.cit., pp.7-9, pp.13-16.
- (26) タイ総理府次官室・国家女性問題委員会著／西井涼子・江藤双恵訳『タイの女性』（財）アジア女性交流・研究フォーラム、2001 年、71-72 頁
- (27) Pruekpongsawalee, op.cit., pp.7-9, p.16.
- (28)Sukanya Hantrakul, "New Law no deterrent to child prostitution", The Nation(Thailand),11 March 1999,Nation@HighBeam Research, op.cit.
- (29)Sukanya Hantrakul,"Child prostitutes trapped in legal nightmare", The Nation(Thailand),18 March 1999,Nation@HighBeam Research, op.cit.
- (30)Hantrakul,"legalise prostitution to save victim", op.cit.
- (31)2004 年 1 月 31 日に東京・慶應大学で行なわれたシンポジウム「女性の社会的立場と HIV/AIDS」におけるノイ・アピスクの発言。要由紀子さんにシンポジウムの記録ビデオと発言のテープ起こしを提供していただいた。記して感謝します。
- (32) 権香淑「タイの人身取引に関する法的状況」『外国の立法』220、2004 年 5 月、138-139 頁、その他、「売春の合法化」<http://www.lookthai.com/jp/info/tplprosti-debate.HTM>、「新聞報道記事 (2003 年 12 月)」、<http://www3.ocn.ne.jp/tji/sub9s0312html>、「売春産業合法化に強い意欲、地上経済への組み入れ狙う」<http://tani.kicks-ass.net/blog/index.php?itemid=81> など。
- (33) 註 (24) に同じ。
- (34) 前掲「売春産業合法化に強い意欲、地上経済への組み入れ狙う」及びセックスワーカーであり EMPOWER の活動家であるポーさんのインタビュー、於 EMPOWER 事務所 (パッポン、バンコク)、2004

年9月8日、古沢加奈さんの通訳による。

(35) スペイン時代の売春については、Carol Anonuevo, *Prostitution in the Philippines*, in edited and jointly published by the World Council of Churches, Women's Desk and the National Council of Churches, Division of Family Ministries, "Cast the First Stone", 1986, pp.64-54, Ma. Luisa Camagay, "Working Women of Manila in the 19th Century", Quezon City: University of the Philippines Press and the University Center for Women's Studies, 1995, pp/99-118., Luis Camera, "A History of the Inarticulate", Quezon City: New Day Publishers, 2001, pp.131-152.

(36) Camagay, *ibid.*, pp.114-116.

(37) Dery, *ibid.*, pp.136-137.

(38) エリザベス・ウイ・エヴィオータ著/佐竹眞明、稲垣紀代訳『ジェンダーの政治経済学—フィリピンにおける女性と性的分業』明石書店、148頁

(39) エヴィオータ前掲書 148～150頁及びレオ・オフレネオ/ロサリンダ・ピニエーダ・オフレネオ「フィリピンにおける売買春」リン・リーン・リム編著・津田守/さくまゆき子他訳『セックス産業—東南アジアにおける売買春の背景』日本労働研究機構、1999年（原書は *The Sex Sector: The economic and social bases of prostitution in Southern Asia*, International Labour Organization, 1998）pp.145-146、アメリカン・プランの本国における展開については拙稿「日米軍事同盟と売春防止法」「女性・戦争・人権」学会第八大会報告集『「戦後思想」が残したもの—占領・米軍基地・朝鮮戦争』2004年6月20日、59～67頁、その他、Dabid J. Pivar, *Purity and Hygiene: Women, Prostitution, and the "American Plan," 1900-1930*, Greenwood Press, 2002、Nancy K Bristow, *Making Men Moral: Social Engineering during the Great War*, New York University Press, 1996 など。

(40) エヴィオータ前掲書 150～151頁。

(41) Leopoldo M. Moselina, "Olongapo's R&R Industry: A Sociological Analysis of Institutionalized Prostitution", (reprinted from the journal "ANG MAKATAO" Vol.1 NO.1 Janu.-June, 1981) Manila, The Asian Social Institute Communication Center, 1981 及びオフレネオ前掲論文 144-145頁

(42) Moselina, *ibid.*, pp.8-10.

(43) オフレネオ前掲論文 145頁。

(44) Moselina, *ibid.*, p.24.

(45) Edited and published by Women's Legal Bureau, INC. for SIBOL, "Against Prostitution, For the Women in Prostitution: A Position Paper", 1998, p.3.

(46) オフレネオ前掲論文 146～147頁及び152頁

(47) 同前 170頁

(48) Moselina, *ibid.*, pp.24-25.

(49) オフレネオ前掲論文 174-176頁

(50) SARITANA ed, "Policy Paper" in <http://samaritana.org/policypaper.html>

(51) オフレネオ前掲論文 174-176及び169頁

(52) edited and published by Center for Women's Resources, "PIGLAS-DIWA*Issues and Trends About Women in the Philippines", VOL.X. No.1., 1999, p.7.

(53) 国際会議「女性に対する暴力」「戦争と女性」（女性のためのアジア平和国民基金主催）における発言、

http://www.auf.or.jp/woman/pdf/k_bouryoku_sensou_wapdf 及び
http://www.auf.or.jp/woman/pdf/k_bouryoku_sensou_ei/pdf

(54) オフレネオ前掲論文 183-184 頁

(55) edited and published by GABRIELA, "A Nation Can Never Be Free Unless Its Women Are Free", Manila, March 1986, p112.

(56) 筆者自身は 1988 年 8 月にオロンガポ市のブックロードセンターを訪問した。そのときに売春の場にいる女性たちが主人公となった運動に出会ったことが、筆者がこれまで売春制度とフェミニズムに関する研究を続けてくる最大のインスピレーションとなった。

(57) オフレネオ前掲論文 184 頁

(58) オフレネオ前掲論文 184-185 頁

(59) オフレネオ同前及びアウロラ・J・デ・ディオス講演記録 (内閣府主催「男女共同参画グローバル対話」(2001 年 11 月 21 日 於国連大学)、<http://www.gender.go.jp/global/gb2001.html>)

(60) オフレネオ前掲論文 312 頁

(61) Jewel F. Canuday, Mindanao News, "Grassroots to monitor trafficking of entertainers for Balikatan troops" Vol. 7 No. 5, June 2003, <http://www.mindanews.com/2003/06/25nws-women.html> 及び権香淑訳「人身取引の対象とされた者の保護及び支援のために必要な制度的メカニズムを構築し、その暴力に対する罰則を定め、人身特に女性及び児童の取引を撲滅する政策を制定するための法律 (協和国法第 9208 号)」『外国の立法』220、2004 年 5 月、152-161 頁、藤本伸樹「本当の『犯罪者』はだれか - 人身売買撤廃に向けた取り組み」『国際化と人権』第 52 号、2003 年 11 月。

(62) オフレネオ前掲論文 177-178 頁及びロザリダ・オフレネオのインタビュー、2004 年 8 月於フィリピン大学

(63) Introduced by AKBAYAN Representatives Loretta Ann Rosales, Mario Joyo Aguja and Ana Theresia Hontiveros-Baraquel, "EXPLANATORY NOTE" and "AN ACT ADDRESSING THE SYSTEM OF PROSTITUTION, IMPOSING PENALTIES ON ITS PERPETRATORS, PROVIDING PROTECTIVE MEASURES AND SUPPORT SERVICES FOR ITS VICTIMS, AMENDING FOR THE PURPOSE THE REVISED PENAL CODE AND FOR OTHER PURPOSE", submitted to HOUSE OF REPRESENTATIVE

(64) Terry C. Betonio, "Women's groups oppose yearly tax on prostitutes", Asian Labour News, <http://www.asianlabour.org/archives/001122.php>

(65) ディオス前掲講演記録

(66) Canuday, op.cit.

(67) 註 (53) に同じ。

2004年9月3日～9日にタイ、8月16日～27日及び2005年1月3日～9日にフィリピンを訪問した。タイのチュロンコン大学のブラサーセット先生、タマサート大学のマリー先生、また EMPOWER のポーさんにもご協力をいただいた。タイの調査は翻訳や資料収集、通訳と、共同研究者の古沢加奈さんの協力がなければ実現できなかった。フィリピンでは、日本から同行した津田守さん、津田ヨランダ・アルファロさん、そのリサーチアシスタントのリタ・アルファロさん、フィリピン国立大学のマリア・ジョセフィン・バリオス先生、ロランド・トレンチーノ先生、ジュディー・タギワロ先生、ロサリンダ・オフレネオ先生、ミリアムカレッジのオーロラ・ディオス先生から貴重な示唆を賜った。また女性団体連合会 GABRIELA や女性資料センター CWR、売春問題に取り組む CATW など NGO の方々にもご援助をいただいた。お名前を記して、感謝します。